

# ご存知ですか？ 成年後見制度

介護サービスを受けるには、  
契約をしなくてはならないって  
聞いたけど、一人で  
できるかな・・・

老後は自分自身のために  
財産を使いたい。  
でも、ちゃんと管理  
できるかしら・・・

高齢の父母が亡くなった  
後、僕の福祉サービス利用  
や財産管理はどうしたら  
いいの？



開催日時：令和4年11月23日（水）14：00～16：30

会場：川東タウンセンターマロニエ 202号室

参加費 無料、先着30名様

DVD：裁判所編「わかりやすい成年後見制度の手続」

講演「成年後見制度はどんな人に役立つか」 講師 中條尚

講演終了後に個別無料相談会を開催

お問い合わせ：0465-46-6795（北條行政書士事務所）

主催 コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部小田原西地区

共催 神奈川県行政書士会小田原支部

後援・小田原市・小田原市社会福祉協議会

コスモスは成年後見制度に取り組む全国の行政書士が参加して結成した一般社団法人です。  
成年後見制度の普及と活用を目指し、「社会貢献」として取り組んでいます。